

生活習慣病管理料(Ⅱ)への移行のお知らせ

令和6年6月1日からの診療報酬改定に伴い「特定疾患療養管理料」の対象疾患から糖尿病・高血圧症・脂質異常症が「生活習慣病管理料(Ⅱ)」へ移行となります。

厚生労働省の指針に従い「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」にいずれかを主病で通院する患者さんには、個人に応じた療養計画書に基づいた指導が必須となります。

■対象となる患者さん

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」いずれかが主病の方

■生活習慣療養計画書

患者さん個人に応じた療養計画書に署名(サイン)をいただきお渡しします

■開始時期

令和6年6月1日(土)から

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年6月

医療法人 滴水会 吉野病院